



## 住宅・土地統計調査にご協力を

全国約350万世帯を対象に10月1日現在で住生活に関する基本的で重要な調査を行います。

この調査は、近年多様化している国民の居住形態や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、住宅のストックのみならず、

- ①住生活を支える居住環境
- ②耐震性・防火性といった住宅性能水準の達成度や省エネルギー性能住宅
- ③土地の有効利用状況

を明らかにすることをねらいとしています。

統計調査員が調査世帯に9月中にうかがいますので調査票への記入、またはインターネットでの回答をお願いします。

なお、調査により集められた調査票の記入内容は、「統計法」によって厳重に保護されます。調査員をはじめとする調査関係者が調査で知り得た内容を他に漏らしたり、統計を作成・分析する目的以外に調査票を使用することは絶対にありません。これらの行為は「統計法」により固く禁じられていますので、安心してご記入ください。よろしくをお願いします。

■問い合わせ 企画課企画調整係(名寄庁舎3階)  
☎01654③2111(内線3305)



## 認知症気味の母がリスクの高い投資信託を契約したが取消したい

### 相談

一人暮らしの母が半年前に証券会社から電話で勧誘され、いくつかの投資信託を購入していた。総額500万円の契約だが、母は数年前から認知症気味であり、訪問販売でも次々に商品を買っていた。この証券会社は以前亡き父が取引していた会社である、母の契約を取消したい。



### 消費者へのアドバイス

- 投資信託は、投資家から集めた資金を専門家が株式や債券などに分散投資し、運用する商品です。その成果を投資家に分配する仕組みで、元本の保証はありません。また仕組みが複雑でわかりにくい投資信託もあります。
- 金融商品取引法では「適合性の原則」といい、顧客の知識・経験・財産の状況などに適さない投資勧誘をしてはいけない事になっています。
- 契約の解除に関しては、医師の診断書を提出することもあります。

不明な点などありましたら、  
消費生活センターにご連絡ください。

問い合わせ 消費生活センター  
☎01654②3575

# 9月は納税推進強調月間です！

市税や国民健康保険税などの納税通知書および納付書を送付しました。

多くの市民のみなさんには納期限内に納付していただいておりますが、納期限が過ぎても納めていただけない場合は、納期限から20日以内に督促状を送付して「自主納付」を促しています。さらに「督促状を発送した日から10日を経過した日までに納付しない場合は、財産を差押えなければならない」と法律に定められていることから、市では催告書や滞納処分予告書を送付し、それでも納付されない場合、滞納処分や強制徴収を行っています。

このような事態を避けるためにも、納期限内での納付をお願いします。

市税や国民健康保険税などを納付できない事情がある場合は、必ず市税務課納税係までお早めにご相談ください。平日の午後5時30分までにお越しにな

れない場合は、夜間納税窓口を開設していますので、お気軽にご利用ください。

市税などの納付については、便利で確実、安心の口座振替をお勧めします。市内金融機関窓口、郵便局窓口、市役所名寄庁舎税務課・風連庁舎地域住民課で手続きができます。預貯金の通帳、お届印、納税通知書を持参し、窓口へお越しください。

※今月の夜間納税相談窓口の日程は18ページをご覧ください  
(同日、国保手続きの窓口も行っています)



問い合わせ  
税務課納税係(名寄庁舎2階)  
☎01654③2111  
(内線3206、3207、3208)